

産業 2012 こうち

労働市場月報(8月分)

平成24年10月号 No. 531



鹿持雅澄 愛妻之碑（高知市）

〈今月の記事〉

- | | |
|---------------------------------|------------------------------------|
| ・ 8月雇用動向 1 ~ 9 | ・ 知っておきたい！！パートタイム労働法Q & A 12 |
| ・ 労働者派遣法改正法セミナーを開催 10 | ・ 最低賃金が改定されます 13 |
| ・ 障害者雇用合同面接会を開催 10 | ・ 労働者派遣法が改正されました！ 14 |
| ・ 雇用調整助成金等の支給要件等を変更します 11 | |

最近の雇用失業情勢（平成24年8月）

【ポイント】

- 有効求人倍率は0.62倍で、前月に比べて0.01ポイント下降
- 新規求人数は前年同月比で2ヵ月連続で減少
- 新規求職者数は前年同月比で2ヵ月ぶりに減少

1 有効求人倍率

- 県内の有効求人倍率（季節調整値）は、0.62倍で前月を0.01ポイント下回り、前年同月を0.01ポイント上回った。
- 正社員有効求人倍率（原数値、パートを除く）は、0.29倍で前月と同水準、前年同月と同水準だった。
- 安定所別の有効求人倍率（原数値）は、高知所0.65倍、須崎所0.54倍、四万十所0.63倍、安芸所0.52倍、いの所0.34倍となった。

2 求人の動き

- 新規求人数は、前年同月比4.3%（192人）減の4,299人となり、2ヵ月連続で前年同月を下回った。
新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、主な産業では運輸業、郵便業（31.6%増）、宿泊業、飲食サービス業（17.5%増）、生活関連サービス業、娯楽業（38.0%増）、医療、福祉（8.4%増）などで増加となり、建設業（16.1%減）、製造業（28.6%減）、卸売・小売業（11.9%減）、サービス業（4.9%減）、公務・その他（31.5%減）で減少した。
- パート新規求人をみると、前年同月比2.1%（36人）増の1,781人で、新規求人全体の41.4%を占めている。
- 有効求人数は、前年同月比3.9%（426人）増の11,212人となり、35ヵ月連続で前年同月を上回った。
- 正社員有効求人数（パートを除く）は4,075人で前年同月比2.4%（96人）増となり、前月比では0.4%（15人）増となった。有効求人全数に占める割合は36.3%で前月比0.9ポイント下降した。

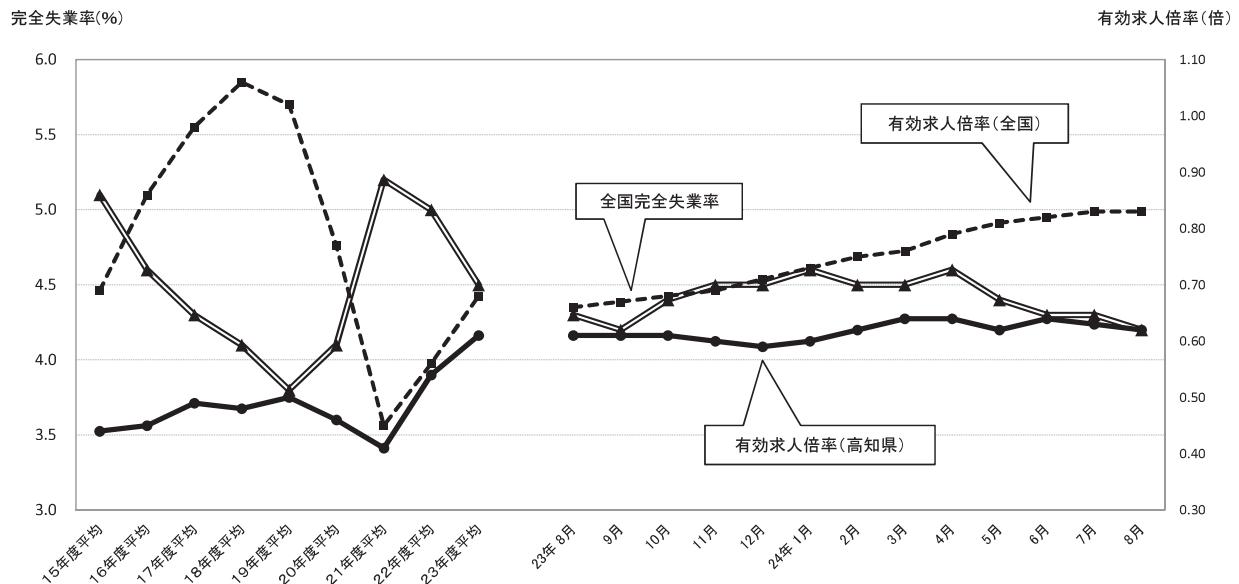
3 求職の動き

- 新規求職者数は、前年同月比4.1%（182人）減の4,287人となり、2ヵ月ぶりに前年同月を下回った。このうち、パート求職者は、前年同月比8.8%（95人）減の981人で、新規求職者全体の22.9%を占めている。
パートを含む新規常用求職者数4,141人について態様別に前年同月比でみると、在職中の者は1.3%増の940人、離職者は0.5%減の2,606人、無業者は24.4%減の595人となった。離職者の内訳をみると、事業主都合離職者は、前年同月比0.1%減の924人、自己都合離職者は前年同月比0.8%増の1,565人となった。
- 有効求職者数は、2.6%（477人）増の18,778人となり、4ヵ月連続で前年同月を上回った。

4 就職状況

- 就職件数は、前年同月比8.4%（118件）減の1,280件となり、2ヵ月ぶりに前年同月を下回った。
このうちパートは、17.4%（78件）減の370件で、就職件数全体の28.9%を占めている。

有効求人倍率・完全失業率の推移(季節調整値)



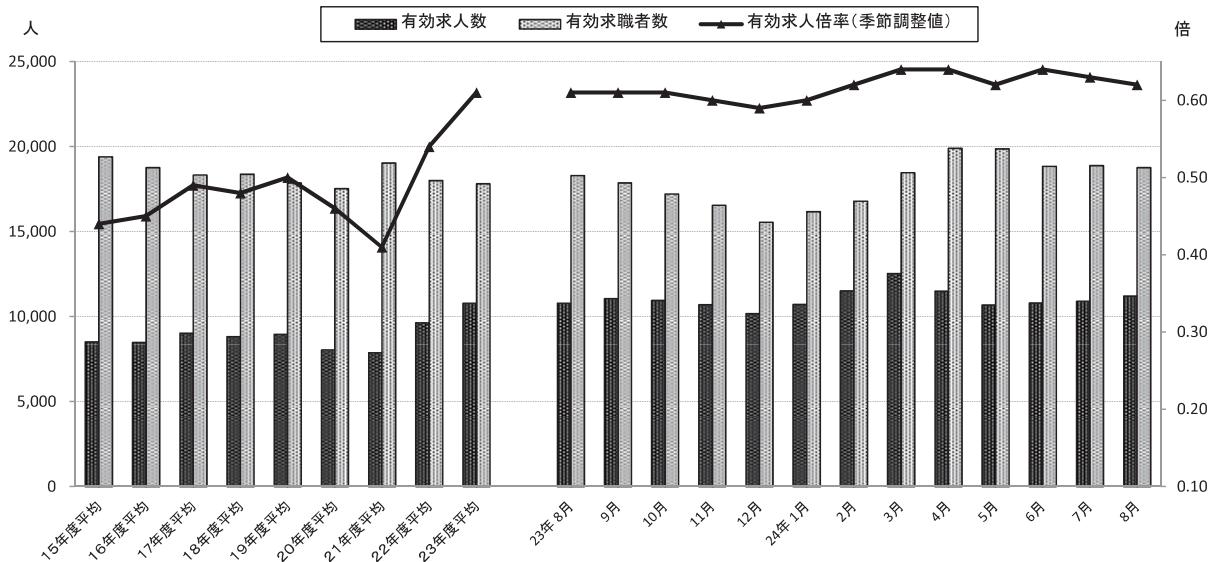
	15年度 平均	16年度 平均	17年度 平均	18年度 平均	19年度 平均	20年度 平均	21年度 平均	22年度 平均	23年度 平均	23年 8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人倍率(高知県)	0.44	0.45	0.49	0.48	0.50	0.46	0.41	0.54	0.61	0.61	0.61	0.61	0.60	0.59	0.60	0.62	0.64	0.64	0.62	0.64	0.63	0.62
有効求人倍率(全国)	0.69	0.86	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.56	0.68	0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81	0.82	0.83	0.83
全国完全失業率	5.1	4.6	4.3	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0	4.5	4.3	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	4.3	4.3	4.2

※ 有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法 II (X-12-ARIMA)による。なお、平成23年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

※ 完全失業率(23年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。)

※ 年度平均は実数値

有効求人数・有効求職者数の推移(実数値)



	15年度 平均	16年度 平均	17年度 平均	18年度 平均	19年度 平均	20年度 平均	21年度 平均	22年度 平均	23年度 平均	23年 8月	9月	10月	11月	12月	24年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人数	8,507	8,481	9,033	8,834	8,971	8,045	7,877	9,647	10,794	10,786	11,066	10,962	10,696	10,169	10,713	11,522	12,549	11,500	10,690	10,802	10,910	11,212
有効求職者数	19,403	18,776	18,340	18,375	17,861	17,538	19,045	18,004	17,815	18,301	17,867	17,223	16,554	15,561	16,183	16,795	18,472	19,896	19,867	18,843	18,888	18,778

※ 季節調整法はセンサス局法 II (X-12-ARIMA)による。なお、有効求人倍率の平成23年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

職業紹介状況(学卒を除きパートタイムを含む)

項目 年度月	A 新規求職申込件数				B 月間有効求職者数				C 新規求人数		D 月間有効求人数		E 就職件数					就職率 (%)	求人倍率 (実倍数)		求人倍率 (季節調整値)	
	常 用		45歳以上		常 用		45歳以上		常 用		常 用		常 用	県 外	45歳以上	(保)受給者	E/A×100	新規C/A	有効D/B	新 規	有 効	
平成19年度	52,592	51,113	17,878	214,333	210,837	84,346	43,319	39,272	107,654	99,891	14,499	12,876	1,143	3,615	3,305	27.6	0.82	0.50	—	—		
20	52,933	51,582	18,057	210,459	207,168	81,841	39,031	35,385	96,545	89,549	14,082	12,154	1,023	3,640	2,872	26.6	0.74	0.46	—	—		
21	54,812	53,448	19,198	228,539	225,287	92,019	41,797	36,558	94,526	85,819	16,319	13,445	913	4,690	3,662	29.8	0.76	0.41	—	—		
22	53,637	52,579	18,519	216,050	213,438	86,583	49,639	43,128	115,758	104,045	17,398	14,299	978	5,133	3,548	32.4	0.93	0.54	—	—		
23	52,831	51,793	18,797	213,781	211,291	87,788	53,721	47,035	129,533	116,803	17,308	14,312	1,180	5,285	3,682	32.8	1.02	0.61	—	—		
平成23年8月	4,469	4,333	1,696	18,301	17,865	7,816	4,491	3,999	10,786	9,854	1,398	1,146	106	451	308	31.3	1.00	0.59	1.03	0.61		
9	4,208	4,133	1,486	17,867	17,566	7,490	4,362	3,731	11,066	9,991	1,436	1,219	128	423	332	34.1	1.04	0.62	1.01	0.61		
10	4,015	3,967	1,457	17,223	17,091	7,222	4,545	3,772	10,962	9,571	1,490	1,240	168	495	316	37.1	1.13	0.64	0.98	0.61		
11	3,605	3,556	1,234	16,554	16,440	6,844	4,182	3,662	10,696	9,413	1,351	1,102	97	416	297	37.5	1.16	0.65	1.02	0.60		
12	3,169	3,040	1,146	15,561	15,269	6,554	3,871	3,203	10,169	8,972	1,170	849	80	363	277	36.9	1.22	0.65	0.97	0.59		
平成24年1月	4,727	4,660	1,521	16,183	15,932	6,572	4,735	4,128	10,713	9,661	1,102	866	80	370	250	23.3	1.00	0.66	1.06	0.60		
2	4,400	4,386	1,444	16,795	16,708	6,589	4,863	4,375	11,522	10,462	1,234	1,033	81	348	238	28.0	1.11	0.69	1.13	0.62		
3	5,045	5,027	1,729	18,472	18,424	7,194	5,405	4,801	12,549	11,482	1,912	1,586	92	609	399	37.9	1.07	0.68	1.12	0.64		
4	6,163	6,081	2,573	19,896	19,785	8,218	4,589	4,194	11,500	10,651	2,034	1,728	112	622	363	33.0	0.74	0.58	1.04	0.64		
5	4,790	4,756	1,752	19,867	19,750	8,412	4,111	3,688	10,690	9,866	1,777	1,565	118	543	398	37.1	0.86	0.54	0.96	0.62		
6	3,792	3,752	1,317	18,843	18,759	8,035	4,490	4,085	10,802	9,979	1,269	1,099	92	367	316	33.5	1.18	0.57	1.15	0.64		
7	4,375	4,014	1,774	18,888	18,472	8,183	4,429	4,071	10,910	10,095	1,314	1,143	99	388	329	30.0	1.01	0.58	0.96	0.63		
8	4,287	4,141	1,564	18,778	18,259	8,169	4,299	3,866	11,212	10,400	1,280	1,083	92	408	330	29.9	1.00	0.60	1.00	0.62		
増減比 (%)	前 月	▲ 2.0	3.2	▲ 11.8	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 0.2	▲ 2.9	▲ 5.0	2.8	3.0	▲ 2.6	▲ 5.2	▲ 7.1	5.2	0.3	▲ 0.1 (ポイント)	▲ 0.01 (ポイント)	0.02 (ポイント)	0.04 (ポイント)	▲ 0.01 (ポイント)	
	前年同月	▲ 4.1	▲ 4.4	▲ 7.8	2.6	2.2	4.5	▲ 4.3	▲ 3.3	3.9	5.5	▲ 8.4	▲ 5.5	▲ 13.2	▲ 9.5	7.1	▲ 1.4 (ポイント)	0.00 (ポイント)	0.01 (ポイント)	▲ 0.03 (ポイント)	0.01 (ポイント)	
安 定 所 別	高 知	2,736	2,721	914	11,936	11,882	4,868	3,010	2,696	7,795	7,199	797	684	57	240	215	29.1	1.10	0.65	※	※	
	須 崎	337	316	147	1,508	1,467	745	266	247	817	780	96	74	2	38	20	28.5	0.79	0.54	※	※	
	四 万 十	421	394	166	1,946	1,843	935	489	443	1,220	1,135	134	101	13	46	23	31.8	1.16	0.63	※	※	
	安 芸	274	215	134	1,258	1,063	692	249	230	657	627	68	60	4	22	29	24.8	0.91	0.52	※	※	
	い の	519	495	203	2,130	2,004	929	285	250	723	659	185	164	16	62	43	35.6	0.55	0.34	※	※	

(注) 季節調整法はセンサス局法II(X-12-ARIMA)による。なお、求人倍率(季節調整値)の平成23年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

産業別・規模別新規求人の状況

産業	24年8月	23年8月	前年同月比(%)	総数		
				パートタイム	23年8月	
A, B 農業, 林業, 漁業(01~04)	49	71	▲ 31.0	16	22	
C 鉱業, 採石, 砂利採取業(05)	0	2	▲ 100.0	0	0	
D 建設業(06~08)	261	311	▲ 16.1	14	11	
06 総合工事業	168	199	▲ 15.6	4	11	
E 製造業(09~32)	299	419	▲ 28.6	65	110	
09 食料品製造業	100	142	▲ 29.6	42	45	
10 飲料・たばこ・飼料製造業	7	15	▲ 53.3	2	6	
11 織維工業	22	25	▲ 12.0	7	0	
12 木材・木製品製造業	14	11	27.3	0	0	
13 家具・装備品製造業	2	3	▲ 33.3	0	1	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	17	20	▲ 15.0	0	2	
15 印刷・同関連	10	6	66.7	3	1	
16 化学生工業	5	8	▲ 37.5	0	7	
17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	0	0	
18 プラスチック製品製造業	3	7	▲ 57.1	0	5	
19 ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	
21 煉業・土石製品製造業	11	9	22.2	1	2	
22 鉄鋼	5	8	▲ 37.5	0	0	
23 非鉄金属製造業	0	0	0	0	0	
24 金属製品製造業	12	14	▲ 14.3	1	0	
25 はん用機械器具製造業	14	21	▲ 33.3	0	6	
26 生産用機械器具製造業	31	24	29.2	0	0	
27 業務用機械器具製造業	11	44	▲ 75.0	1	8	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	12	▲ 91.7	0	12	
29 電気機械器具製造業	3	16	▲ 81.3	1	12	
30 情報通信機械器具製造業	0	1	▲ 100.0	0	0	
31 輸送用機械器具製造業	24	33	▲ 27.3	5	3	
20, 32 その他の製造業	7	0	2	0	0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	0	0	0	0	0	
G 情報通信業(37~41)	35	32	9.4	4	9	
39 情報サービス業	21	17	23.5	3	7	
H 運輸業, 郵便業(42~49)	175	133	31.6	42	33	
I 卸売業, 小売業(50~61)	950	1,078	▲ 11.9	677	763	
50~55 卸売業	133	120	10.8	48	41	
56~61 小売業	817	958	▲ 14.7	629	722	
J 金融業, 保険業(62~67)	124	70	77.1	63	10	
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	42	96	▲ 56.3	25	24	
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	106	126	▲ 15.9	13	14	
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	363	309	17.5	238	192	
75 宿泊業	127	105	21.0	80	48	
76 飲食店	216	173	24.9	149	125	
N 生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	189	137	38.0	87	30	
O 教育, 学習支援業(81, 82)	59	67	▲ 11.9	22	24	
P 医療, 福祉(83~85)	1,160	1,070	8.4	390	328	
83 医療	533	558	▲ 4.5	121	115	
85 社会保険・社会福祉・介護事業	626	512	22.3	269	213	
Q 複合サービス事業(86, 87)	36	39	▲ 7.7	15	11	
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	312	328	▲ 4.9	88	119	
S, T 公務・その他(97, 98, 99)	139	203	▲ 31.5	22	45	
合計	4,299	4,491	▲ 4.3	1,781	1,745	
事業所規模別	29人以下	2,609	2,735	▲ 4.6	1,204	1,243
	30~99人	1,118	1,087	2.9	415	308
	100~299人	453	513	▲ 11.7	136	157
	300~499人	45	66	▲ 31.8	15	20
	500~999人	42	39	7.7	9	17
	1,000人以上	32	51	▲ 37.3	2	0

(注) 平成19年11月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。

求人・求職・就職バランスシート(パートを含む常用)

24年8月

	求人倍率 (倍)	有効求人 (人)	有効求職(人)			就職件数(人)		
			合計	男	女	合計	男	女
職業計	0.57	10,400	18,259	8,569	9,671	1,083	473	609
管理的職業	1.10	32	29	27	2	3	3	0
専門的・技術的職業	1.05	2,154	2,051	743	1,305	138	29	109
建築・土木技術者等	1.73	281	162	152	10	8	7	1
医師、薬剤師等	5.97	185	31	9	22	1	1	0
保健師、助産師等	1.76	840	476	26	450	63	5	58
社会福祉の専門的職業	0.58	309	530	123	405	31	5	26
事務的職業	0.18	754	4,298	829	3,467	193	28	165
一般事務員	0.12	465	3,915	664	3,249	141	14	127
会計事務員	0.42	74	176	39	137	27	4	23
販売の職業	1.38	2,405	1,738	835	902	121	56	65
サービスの職業	1.15	2,580	2,240	676	1,561	297	101	195
介護サービスの職業	1.07	890	832	249	582	118	35	82
保健医療サービス	0.72	149	208	44	163	44	13	31
生活衛生サービス	1.82	187	103	15	88	6	1	5
飲食物調理の職業	0.88	556	631	220	411	67	20	47
接客・給仕の職業	1.95	732	375	116	258	46	25	21
保安の職業	4.49	355	79	73	6	12	12	0
農林漁業の職業	0.66	123	187	143	44	18	15	3
生産工程の職業	0.58	677	1,173	849	324	96	75	21
金属材料製造等	0.62	116	187	185	2	21	21	0
製品製造・加工処理	0.81	422	521	281	240	49	34	15
機械組立の職業	0.16	38	245	192	53	13	10	3
機械整備・修理の職業	0.48	47	98	96	2	3	3	0
生産関連・生産類似	0.23	20	86	66	20	2	1	1
輸送・機械運転の職業	0.52	329	634	625	7	56	55	1
定置・建設機械運転	0.31	24	77	77	0	2	2	0
建設・採掘の職業	0.38	314	816	804	12	35	33	2
建設躯体工事の職業	1.40	74	53	53	0	6	6	0
建設の職業	0.52	64	123	117	6	8	7	1
電気工事の職業	0.42	38	91	91	0	5	5	0
土木の職業	0.25	138	548	542	6	16	15	1
運搬・清掃等の職業	0.15	677	4,420	2,605	1,807	114	66	48
運搬の職業	0.41	243	590	518	71	45	34	11
清掃の職業	0.26	253	988	508	477	44	21	23
その他の運搬等の職業	0.05	155	2,828	1,577	1,247	23	11	12
分類不能の職業	0.00	0	594	360	234	0	0	0

(注) 求職申込書における「性別」欄の記入が任意のため、男女別の合計は全体の値と必ずしも一致しない。

(注) 平成24年4月から職業分類を改定。

正社員の職業紹介状況（パートタイムを除く常用）

項目 年度月	正社員 新規求人数	正社員 有効求人数	正社員 就職件数	正社員 充足数	常用 フルタイム 有効求職者数	正社員 有効求人倍率	正社員 充足率	
平成19年度	17,950	47,060	6,151	5,754	174,413	0.27	32.1	
20	15,497	41,093	5,444	5,135	167,923	0.24	33.1	
21	14,379	36,592	5,577	5,356	180,774	0.20	37.2	
22	16,760	42,638	5,800	5,606	168,250	0.25	33.4	
23	17,976	46,773	5,767	5,646	162,685	0.29	31.4	
平成23年8月	1,644	3,979	458	446	13,754	0.29	27.1	
9	1,365	3,981	523	504	13,452	0.30	36.9	
10	1,493	3,839	493	477	13,018	0.29	31.9	
11	1,491	3,840	459	447	12,509	0.31	30.0	
12	1,218	3,683	380	363	11,688	0.32	29.8	
平成24年1月	1,750	4,025	406	409	12,210	0.33	23.4	
2	1,655	4,204	486	491	12,845	0.33	29.7	
3	1,494	4,189	604	620	14,203	0.29	41.5	
4	1,603	4,068	546	537	15,179	0.27	33.5	
5	1,428	3,977	601	575	15,062	0.26	40.3	
6	1,425	3,929	481	471	14,273	0.28	33.1	
7	1,708	4,060	481	461	14,129	0.29	27.0	
8	1,485	4,075	505	496	13,959	0.29	33.4	
増減比 (%)	前月	▲ 13.1	0.4	5.0	7.6	▲ 1.2 (ポイント)	6.4 (ポイント)	
	前年比	▲ 9.7	2.4	10.3	11.2	1.5 (ポイント)	6.3 (ポイント)	
安定所別	高知	1,051	2,843	345	381	8,997	0.32	36.3
	須崎	109	330	34	29	1,160	0.28	26.6
	四万十	150	444	45	41	1,460	0.30	27.3
	安芸	72	185	15	6	813	0.23	8.3
	いの	103	273	66	39	1,529	0.18	37.9

(注) 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数

充足率=正社員充足数／正社員新規求人数×100

なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望するものも含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

パートタイムの状況

年度月 項目	新規求職 申込件数	新規求人數	月間有効 求職者数 (A)	月間有効 求人數 (B)	就職件数	有効求人 倍率(実数) (B)/(A)
平成19年度	9,751	16,012	36,473	40,192	4,226	1.10
	20	10,600	15,353	39,320	38,163	4,451
	21	11,677	16,954	44,783	38,738	4,995
	22	11,806	20,312	45,395	48,354	5,183
	23	12,150	22,160	48,819	53,797	5,193
平成23年8月	1,076	1,745	4,133	4,635	448	1.12
	9	1,022	1,727	4,134	4,579	397
	10	940	1,991	4,087	4,584	416
	11	872	1,698	3,947	4,471	438
	12	644	1,649	3,596	4,179	372
平成24年1月	1,073	1,803	3,742	4,227	337	1.13
	2	1,009	2,018	3,880	4,659	353
	3	1,117	2,079	4,237	4,972	549
	4	1,485	1,834	4,619	4,660	633
	5	1,191	1,633	4,700	4,393	493
	6	869	2,122	4,503	4,680	388
	7	906	1,766	4,363	4,616	389
	8	981	1,781	4,316	4,835	370
増減比 (%)	前月	8.3	0.8	▲ 1.1	4.7	▲ 4.9 0.06 (ポイント)
	前年比	▲ 8.8	2.1	4.4	4.3	▲ 17.4 0.00 (ポイント)
安定所別	高知	647	1,279	2,896	3,453	217 1.19
	須崎	74	77	307	307	29 1.00
	四万十	82	208	384	516	45 1.34
	安芸	45	100	252	264	19 1.05
	いの	133	117	477	295	60 0.62

雇用保険の状況

項目 年度月	適用事業所数	被保険者数(A)	資格取得者数	資格喪失者数	うち事業主都合離職数	受資決件	一般		高齢受給者数	特例受給者数	基本受給率B/(A+B)×100%	日雇受給者実人員	
							給定数	基本受給者実人員(B)					
平成19年度	13,601	176,386	41,936	39,968	6,110	16,233	14,845	5,839	65	122	3.2	162	
20	13,326	179,056	36,973	37,773	6,422	15,038	13,182	5,030	65	114	2.7	159	
21	13,299	180,553	38,844	36,094	5,218	13,935	12,747	5,407	71	106	2.9	164	
22	13,537	184,920	42,416	38,315	4,054	12,556	10,996	4,318	65	86	2.3	170	
23	13,615	187,298	41,572	39,594	3,850	13,111	11,477	4,353	71	77	2.3	167	
平成23年8月	13,645	186,537	2,755	3,162	293	1,078	1,004	4,874	59	348	2.5	173	
9	13,579	187,036	3,185	2,749	294	985	850	4,538	65	111	2.4	171	
10	13,586	187,747	3,706	3,013	277	1,013	783	4,235	58	62	2.2	173	
11	13,598	188,395	3,004	2,339	199	903	895	4,145	71	64	2.2	166	
12	13,610	189,049	3,002	2,326	260	730	765	4,025	60	15	2.1	165	
平成24年1月	13,617	188,100	2,517	3,465	230	1,036	784	3,986	52	114	2.1	167	
2	13,625	188,073	2,540	2,559	230	914	895	3,948	76	44	2.1	172	
3	13,639	186,989	2,730	3,864	289	981	802	3,911	63	2	2.0	166	
4	13,643	185,304	6,939	8,613	796	2,474	1,308	4,446	203	17	2.3	167	
5	13,659	187,925	5,414	2,792	223	1,206	1,685	5,076	113	65	2.6	157	
6	13,648	188,320	2,897	2,505	273	875	740	4,811	93	16	2.5	157	
7	13,643	187,835	2,998	3,473	388	1,109	985	5,005	52	40	2.6	161	
8	13,651	187,044	2,613	3,375	261	1,051(5)	1,044(1)	4,749(7)	91(3)	360	2.5	170	
増減比%	前月	0.1	▲ 0.4	▲ 12.8	▲ 2.8	▲ 32.7	▲ 5.2	6.0	▲ 5.1	75.0	800.0	▲ 0.1	5.6
	前年同月	0.0	0.3	▲ 5.2	6.7	▲ 10.9	▲ 2.5	4.0	▲ 2.6	54.2	3.4	0.0	▲ 1.7
安定所別	高知	8,616	135,802	1,820	2,351	163	643	646	2,810	53	28	2.0	118
	須崎	1,468	15,303	224	263	19	93	99	530	13	20	3.3	0
	四万十	1,648	15,321	248	268	39	119	115	569	11	69	3.6	5
	安芸	879	8,036	128	255	18	82	83	383	5	149	4.5	1
	いの	1,040	12,582	193	238	22	109	100	450	6	94	3.5	47

(注) 年度の適用事業所数・被保険者数・受給者実人員・受給者数は月平均。

(注) 日雇受給者実人員は、同一人が複数安定所で受給が可能なため安定所計と必ずしも一致しない。

(注) () 内は船員保険で内数。当月分のみ記載。

労働者派遣法改正法セミナーを開催

平成24年10月1日から労働者派遣法改正法が施行されました。

改正法では派遣元会社に対して、日雇派遣の原則禁止、離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止、マージン率などの情報提供・派遣料金の明示、有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置など、派遣先会社に対しては、派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講すべき措置、均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力などが求められこととなりました。(詳しくは14Pを参照)



(セミナーのようす)

高知労働局は改正法の内容を周知するためには「労働者派遣法改正法セミナー」を平成24年9月13日(木)14日(金)にサンピアシリーズ、19日(水)にハローワーク高知で開催しました。セミナーには派遣元会社・派遣先会社等234社が出席し、高知労働局の担当職員による説明や質疑応答などが行われました。

障害者雇用合同面接会を開催

障害者の雇用については、平成23年6月1日現在における高知県の障害者雇用率が1.88%と全国平均の1.65%、法定雇用率の1.8%を上回るなど徐々に改善が図られているものの、依然として応募の機会は少ない状況にあります。

また、厳しい雇用情勢が続くなか、一人でも多くの障害者の方々が就職の機会を得られるようハローワーク主催による「障害者雇用合同面接会」を平成24年9月19日(水)、高知市文化プラザかるぽーと7階において、参加企業30社、参加者135名により開催しました。

丸岡高知公共職業安定所長より、「本日の面接会において、障害者の方々の「働く意欲と職業能力」を積極的に評価していただき、ひとりでも多くの障害者の方々の雇用の場が確保されることを期待しています」と挨拶があり、その後、各人希望の企業ブースにて熱心に面接等を受けていました。



(面接会のようす)

(事業主の方へ)

平成24年10月1日以降

雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

の支給要件などを 変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さんには、ご留意いただきますようお願いします。

①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量(または売上高)要件を次のように変更します。

現行	対象期間の初日（助成金の利用開始日）を 平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、 <u>その直前の3か月または前年同期</u> と比べ、 <u>5%</u> 以上減少	 最近3か月の生産量または売上高が、<u>前年同期</u>と比べ、<u>10%以上</u>減少 (中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます)

②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

現行	対象期間の初日（助成金の利用開始日）を 平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から
3年間で300日 (1年間での限度なし)	<u>1年間で100日（3年間で300日）</u>

対象期間(事業主が設定する1年間) ▶	①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
【例1】過去2年間に50日ずつ (計100日) 利用した場合	50日	50日	100日 (従来200日)
【例2】過去2年間に120日ずつ (計240日) 利用した場合	120日	120日	60日

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年10月1日以降（※2）に設定する場合からは

1年間で100日・3年間で150日となります
(上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、
次の1年間は利用できなくなります)

③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します

現行	平成24年10月1日以降(※1)の判定基礎期間から
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金 ：3,000円	 雇用調整助成金 : <u>1,000円</u> 中小企業緊急雇用安定助成金 : <u>1,500円</u>

(※1) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

(※2) 岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・八口ワーク



知っておきたい!! パートタイム労働法 Q&A

Q

パートで働いています。自分の賃金や待遇について疑問に思うことがいくつかあるのですが、説明を求めることが出来ますか？



○事業主はパートタイム労働者から求められた場合、待遇の決定に当たって考慮した事項について説明をしなければならないとパートタイム労働法で定められています。

労働者から事業主に説明を求められる事項は……

労働条件の文書交付等、就業規則の作成、待遇の差別の取扱いの禁止、賃金の決定方法、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者（正社員）への転換を推進するための措置等です。

A

Q

「パートだから一律〇〇円」と賃金が決められているのですが…

事業主は、正社員とのバランスを考え、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を考慮して賃金を決定するように努めなければならないとパートタイム労働法では定められています。

A

Q

正社員と同じ仕事をしているのに、パートタイム労働者というだけで待遇が大きく違っているのですが…



パートタイム労働法では、正社員とパートタイム労働者の仕事が同じであるかどうか、

- ①業務の内容とそれに伴う責任の程度
- ②転勤や配置転換などの扱い
- ③契約期間の定めがないか

などを基準に判断し、3要件とも当てはまれば、パートタイム労働者であっても全ての待遇について正社員と差別してはならないと定められています。

A

★お気軽にご相談ください★

雇用均等室では、パートタイム労働法やパート労働者の雇用管理等について助言やアドバイスを行う専門の指導員がご相談をお受けしています！！

高知労働局雇用均等室

電話 088(885)6041

高知労働局 HP <http://kochi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

高知県で働くすべての方へ。

意識しますか？ **最低賃金**

高知県

これまでの
最低賃金

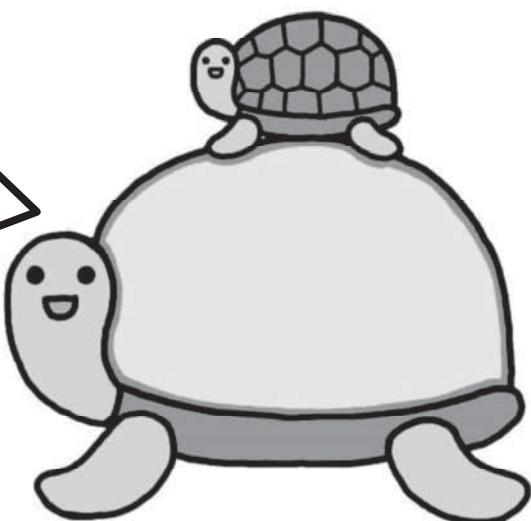
645円

652円

時間額

【発効日】

平成24年10月26日
から改定されます。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

高知労働局・労働基準監督署

労働者派遣法が改正されました！ 平成24年10月1日から施行

1 日雇派遣の原則禁止

日雇派遣については、派遣会社・派遣先のそれぞれで雇用管理責任が果たされておらず、労働災害の発生の原因にもなっていたことから、雇用期間が30日以内の日雇派遣は原則禁止になりました。ただし、①または②の場合は例外として認められます。

- ① 禁止の例外として政令で定める業務について派遣する場合

禁止の例外となる業務	○調査 ○財務処理 ○機械設計 ○事業の実施体制の企画 ・立案 ○取引文書作成 ○書籍等の制作・編集 ○デモンストレーション ○広告デザイン ○OAインストラクション ○セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	○ソフトウエア開発 ○機械設計 ○事務用機器操作 ○通訳、翻訳、速記 ○秘書 ○研究開発

- ② 以下に該当する人を派遣する場合

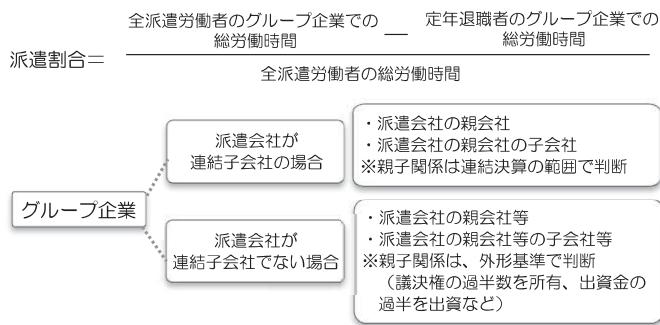
- (ア) 60歳以上の人
(イ) 雇用保険の適用を受けない学生
(ウ) 副業として日雇派遣に従事する人
(エ) 主たる生計者でない人

(ウ)は生業収入が500万円以上、(エ)は世帯収入が500万円以上の場合に限ります。



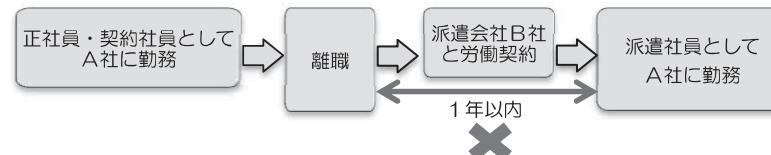
2 グループ企業派遣の8割規制

派遣会社と同一グループ内の事業主が派遣先の大半を占めるような場合は、派遣会社が本来果たすべき労働力需給調整機能としての役割が果たされないことから、派遣会社がそのグループ企業に派遣する割合は全体の8割以下に制限されます。



3 離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止

本来直接雇用とすべき労働者を派遣労働者に置き換えることで、労働条件が切り下げられることのないよう、派遣会社が離職後1年以内の人と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することはできなくなりました（元の勤務先が該当者を受け入れることも禁止されます）。



【派遣会社】離職前事業者へ派遣労働者として派遣することを禁止
【派遣先】該当する元従業員を派遣労働者として受け入れることを禁止

※ 60歳以上の定年退職者は禁止対象から除外されます。

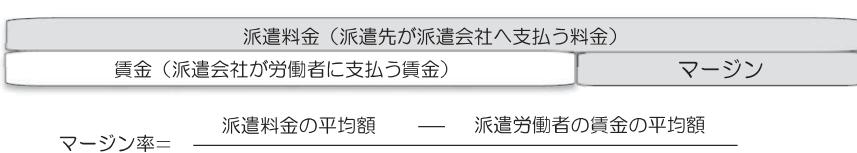
※ 禁止対象となる勤務先の範囲は事業者単位となります

派遣会社	派遣先
●日雇派遣の原則禁止	1
●グループ企業派遣の8割規制	2
●実績報告の義務化	
●離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止	3 ●離職後1年以内の元従業員を派遣労働者として受け入れることの禁止、該当する場合には派遣会社へ通知
●マージン率などの情報提供	4
●派遣料金の明示	5
●待遇に関する事項などの説明	6
	7 ●派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置
●有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置	8
●派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加	9
●均衡待遇の確保	10 ●均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力
	11 ●労働契約申込みなし制度 【平成27年10月1日施行】

4 5 マージン率などの情報提供 派遣料金の明示

【関係者への情報公開】

労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう、インターネットなどにより派遣会社のマージン率や教育訓練に関する取り組み状況などの情報提供が義務化されます。



【派遣労働者への明示】

雇入時、派遣開始時、派遣料金額の変更時には、派遣労働者の「労働者派遣に関する料金額（派遣料金）」の明示が義務化されます。

<明示すべき派遣料金（次のうちいずれかを明示）>

- ①派遣労働者本人の派遣料金
- ②派遣労働者が所属する事業所における派遣料金の平均額（1人あたり）

<明示の方法>

- 書面・FAX・Eメールのいずれか

6 待遇に関する事項などの説明

派遣会社は、労働契約締結前に、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対して、

- ① 雇用された場合の賃金の見込み額や待遇に関すること
 - ② 派遣会社の事業運営に関すること
 - ③ 労働者派遣制度の概要
- の説明をすることが義務化されます。

7 派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置

労働者派遣契約の中途解除によって、派遣労働者の雇用が失われることを防ぐため、派遣先の都合により派遣契約を解除する場合には、

- ・派遣労働者の新たな就業機会の確保
 - ・休業手当などの支払いに要する費用の負担など
- の措置をとることが、派遣先の義務となります。
(派遣契約時にこれらの措置について明記しなければなりません)

8 有期雇用派遣労働者の無期雇用への転換推進措置



派遣労働者が無期雇用になるための機会が少ないとから、派遣会社は、有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、以下のいずれかの措置をとるよう努めなければなりません。

- ① 無期雇用の労働者として雇用する機会の提供
- ② 紹介予定派遣の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進
- ③ 無期雇用の労働者への転換を推進するための教育訓練などの実施

9 派遣労働者が無期雇用労働者か否かを派遣先への通知事項に追加

10 均衡待遇の確保

【派遣会社の義務】

派遣会社は、派遣労働者の賃金を決定する際、

- ① 派遣先で同種の業務に従事する労働者の賃金水準
- ② 派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力、経験などに配慮しなければなりません。

教育訓練や福利厚生などについても均衡に向けた配慮が求められます。

【派遣先の義務】

派遣会社に対し、必要な情報を提供するなどの協力が求められます。

11 労働契約申込みなし制度 (平成27年10月1日施行)

労働契約申込みなし制度とは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込み（直接雇用の申し込み）をしたものとみなす制度です。平成27年10月1日からの施行となっています。

用語の説明

一般=「パートタイム」以外のものをいう。なお、雇用期間の定めにより「常用」「臨時・季節」に分けられる。

常勤=雇用契約において、雇用期間の定めがない、または、4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

パートタイム=「パートタイム」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短いものをいう。
なお、「パートタイム」は雇用期間の定めにより、「常用的パートタイム」、「臨時のパートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。

新規求職申込件数=期間中に自安定所で新たに受けた求職申し込みの件数をいう。

月間有効求職者数=「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

就職件数=自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。

④受給者の就職件数=受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

求人倍率=求職者1人当たり、求人がどれだけあるかを見るもので、次の式で計算される。

$$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職者数}}$$
$$\text{有効求人倍率} = \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}}$$

新規求人件数=期間中に新たに受けた求人件数（採用予定人員）をいう。

月間有効求人件数=「前月から繰越された有効求人件数」と当月の「新規求人件数」の合計数をいう。

受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

季節調整値=1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値である。
(労働関係の季節調整は、厚生労働省においてセンサス局法II(X-12)を使用して行われている。)

高知労働局職業安定部のご案内

〒780-8548 高知市南金田1-39

職業安定課	電話 (088) 885-6051	FAX (088) 885-6064
職業対策課	電話 (088) 885-6052	FAX (088) 885-6065
求職者支援室	電話 (088) 888-6600	FAX (088) 885-6065

ハローワーク（公共職業安定所）のご案内

- ハローワーク高知 〒781-8560 高知市大津乙2536-6
電話 (088) 878-5320 FAX (088) 878-5341
- 附属機関 〒780-0822 高知市はりまや町1-5-1 デンテツターミナルビル4F
ハローワークジョブセンターはりまや
 - 職業紹介コーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 - キャリアアップコーナー 電話 (088) 884-8105 FAX (088) 885-1480
 - 就職支援コーナー 電話 (088) 885-5835 FAX (088) 885-5836
 - U・Iターン相談コーナー 電話 (088) 882-0845
- 附属機関 〒780-0841 高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3F
高知新卒応援ハローワーク（若者相談コーナー）
電話 (088) 802-2076 FAX (088) 802-2072
- 香美出張所 〒782-0033 香美市土佐山田町旭町1-4-10
電話 (0887) 53-4171 FAX (0887) 53-2291
- ハローワーク須崎 〒785-0012 須崎市西糺町4-3
電話 (0889) 42-2566 FAX (0889) 42-2569
- ハローワーク四万十 〒787-0012 四万十市右山五月町3-12
電話 (0880) 34-1155 FAX (0880) 34-4996
- ハローワーク安芸 〒784-0001 安芸市矢の丸4-4-4
電話 (0887) 34-2111 FAX (0887) 35-3474
- ハローワークいの 〒781-2120 吾川郡いの町枝川1943-1
電話 (088) 893-1225 FAX (088) 893-1226